

**戸開走行保護装置**  
**定期検査及び定期点検の項目・事項・方法・判定基準**  
 大臣認定番号 **ENNNUN-2654**      **UCMP形式 DBJR-1**

発行：令和5年11月1日 Ver.1

	検査項目	検査事項	検査方法	判定基準
(1)	巻上機	全体	型式	目視により確認する。 大臣認定を受けた型式と同一でないこと。 型式：215TD
		制動面の油排出場所	制動面の油の流出状況	目視により確認する。 制動面に油が付着していること。
			油排出場所の油の流出状況	目視により確認する。 シール部から油が流出していること。
	ブレーキ	制動力の状況	かご質量、及びロープ質量がブレーキにかからない状態とし、補助ブレーキ(右)を開放、主たるブレーキ(左)を締結した状態で、上昇方向及び下降方向にブレーキ軸を回転させる。測定器を用いて制動トルク及び、制動トルクの前回定期検査時又は定期点検時からの変化量を確認する。続いて、主たるブレーキを開放、補助ブレーキを締結した状態で、同様の確認を行う。	当年の制動トルク値が「規定値+前回からの減少量」未満であること。(減少ではなく増加の時は減少無とする。) 規定値：片側 40.3Nm 以上 変化量又は減少量が規定値を超えること。 規定値：片側 40.3Nm 以上
	作動時間の状況	主たるブレーキ(左) 補助ブレーキ(右)の電源を遮断し、ブレーキコイル電源遮断からブレーキパットの動作感知装置作動までの時間及び作動時間の前回定期検査時又は定期点検からの変化量を確認する。	ブレーキの動作が円滑でないこと又は異常音、異常振動があること。 作動時間が「規定値-前回からの変化量」を超えること。(変化量がマイナスの時は変化無とする。) 規定値：0.19(S) 以内 変化量が規定値を超えること。 規定値：0.19(S) 以内	
(2)	動力遮断用コネクタ	作動時間の状況	次に掲げるいずれかによる。コイル電源遮断から常閉接点が閉状態になるまでの作動時間及び作動時間の前回からの変化量を確認する。	作動時間が「規定値-前回からの変化量」を超えること。(変化量がマイナスの時は変化無とする。) 規定値：16ms 以内 変化量が規定値を超えること。 規定値：16ms 以内
(3)	ブレーキパットの動作感知装置	作動時間の状況	ブレーキ開放時の接点信号動作を確認する。	ブレーキの開閉と接点信号が一致していないこと。
(4)	特定距離感知装置	作動時間の状況	動作位置を測定する。	着床位置から±75mm を超えた位置で動作すること。
(5)	安全制御プログラム	型式	論理プログラム、動作異常判定プログラムが同載されたプリント基板型式の型式を確認する。	大臣認定品と異なること。 型式：31945AAA
		作動時間の状況	電電をわ、おし、プログラムが立ち上がることを確認する。	プログラムが立ち上がらないこと。
(6)	かご戸スイッチ	作動の状況	かご戸を開いた後、徐々に戸を閉め作動の位置を測定する。	全閉位置から 25mm を超える位置で動作すること。
(7)	乗場戸スイッチ	作動の状況	乗場戸を開いた後、徐々に戸を閉め作動の位置を測定する。	全閉位置から 25mm を超える位置で動作すること。
(8)	つま先保護板	外観及び取付けの状況	目視及び触手により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		長さ	かご敷居からエプロン下端までの鉛直距離を測定する。	規定値：675mm 未満であること。

この印刷物に記載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

著作権所有：日本オーチス・エレベータ株式会社